

平成21年度 厚生労働省障害者自立支援調査研究指定事業
障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト
第4回付随権利等検討委員会 会議要旨

- 1 開催日時 平成22年1月12日(火) 午後3時～4時30分
- 2 開催場所 広島市立大学 芸術学部 3階 333号室
- 3 出席委員 5名
加藤直規委員、金谷信子委員、加藤宇章委員、保田香織委員、春日美喜委員
- 4 事務局 3名
NPO法人ひゅーるぼん事務局：木元絵美、本田真輝子
広島市立大学担当者：今井みはる
- 5 議題 1) 二次利用する場合の契約内容と契約書について
2) 障がいのある人のアート活動支援状況のアンケート結果について
3) その他
- 6 会議資料 資料1) 契約案について
資料2) 障がいのある人のアート活動支援状況のアンケート結果
その他) 第3回付随権利等検討委員会議事録
- 7 会議要旨

(加藤直規委員長)

それでは、第4回付随権利等検討委員会を始めます。お手元に資料が揃っているかご確認ください。まず議題1から進めてまいりたいと思います。

【議題1「二次利用する場合の契約内容と契約書について」】

(加藤直規委員長)

前回、第3回付随権利等検討委員会で契約書案[雛形1]を提案し、審議していただきましたが、その時に、少し解りやすい説明等を加えてはという意見がありましたので、説明文を加えました。それから、著作権を施設の方へ移転する契約として[雛形2]、デザインを外注する場合に[雛形3]ということで、今回雛形を3つ作成いたしました。[雛形1]は前回説明してあると思いますので、新しく加えた部分をご説明したいと思います。説明書きの部分は、契約書の内容を少し丁寧に説明してあります。

(以下説明書き部分の説明)

この契約書は以下の場合に使用するものです。障害者施設が二次製品事業をプロデュースする。その製品の発売元が障害者施設である。アーティストと障害者の間に結ばれる契約。著作権はアーティスト

から施設に移転する。この契約書には、主に次のようなことが書かれていますが、雛形なので話し合った結果、追加しても構わないものです。施設はアーティストの作品を二次製品（ポスターや衣類など、作品を表面に転写することで価値が生まれる製品をいいます）に転写することができます。また、あわせてその宣伝のためにウェブサイト掲載もします。その都度、施設からアーティストにお願いするので、承諾して下さい。施設は、アーティストに代わって他人に承諾を与える場合がありますが、そのような場合もその都度相談します。

著作権は大きく「財産権としての著作権」と「著作者人格権」に分類されます。財産権（権利者だけが複製とか展示とかをできる権利）は人から人に移転する事ができますが、この契約では利用の承諾に過ぎないので財産権は移転せずアーティストに留まると規定しています。

アーティストは他のものに利用を承諾してもかまわないのですが、その場合は事前に施設に報告してください。著作者人格権は、意に反した変更をさせない権利です。すなわち、アーティストは変更を許すか許さないかを自分の意志で決めることができます。この権利は契約をもってしても他人に移転できません。施設は著作権使用の対価をアーティストに支払いますが、その額は施設が別途定める第三者向け許諾料の30%を上限として、話し合いで決定します。第2条第(2)号の事業とは二次製品の宣伝・販売のために行なうものなので、施設が行う場合は無償とします。第三者が行う場合は、第(1)号および第(2)号の対価を合わせて許諾料といえます。

他人の作品をまねしてつくった作品は、二次製品化すると他人の権利を侵害することになりかねませんから施設にお知らせください。この場合は著作権者から承諾を得ないと使えません。

作品を他人に譲り渡したり、その他作品の管理に影響を与える行為を作品になす場合は、事前に施設に連絡してください。この契約は、施設かアーティストのいずれかが終了の意思表示をしない限り自動的に1年ずつ延長になります。

以上が[雛形1]の著作権使用許諾契約書を解りやすく書き直した説明書きであります。契約書に付きましては前回と同じ内容ですので省略させていただきます。

次に[雛形2]ですが、名称は「著作権譲渡契約書」としております。

(以下説明書き部分の説明)

この契約書は、以下の場合に利用するものです。障害者施設が二次製品事業をプロデュースする、アーティストと障害者施設の間に結ばれる契約。ここまでは雛形1と同じですが、次が違います。著作権はアーティストから施設に移転する。

この契約書には、主に次のようなことが書かれていますが、雛形なので話し合った結果、追加しても削除しても構わないものです。

施設はアーティストの作品を二次製品化（ポスターや衣類など、作品を表面に転写することで価値が生まれる製品をいいます）する事業を行うことでアーティストの社会参加と自立を援助します。この事業を最も効率的に進めるためには、アーティストからいちいち承諾を得ることに時間を費やすよりも製品を考案したり販売することに時間を費やす方が、結局はアーティストの自立が早まるだろうという考え方をとります。著作権は大きく「財産権としての著作権」と「著作者人格権」に分類されます。財産権（権利者だけが複製とか展示とかをできる権利）は人から人に移転することができます。この契約では、財産権をアーティストから施設に移転させます。また、著作者人格権（意に反した変更をさせない権利など）は著作権法上移転ができませんから、アーティストには著作者人格権を主張しない旨、表明していただくことになります。また、あわせて製品の宣伝のために展示やウェブサイト掲載もします。施設は、他の使用希望者に承諾を与える場合もあります。

途中、[雛形1]と同じ部分は省略します。

作品を他人に譲り渡したり、その他作品の管理に影響を与える行為を作品になす場合は、事前に施設に連絡してください。この契約では、著作権（財産権）は施設に譲渡してもらいましたが、現物としての作品の所有権はアーティストにあります。この契約は、施設かアーティストのいずれかが終了の意思表示をしない限り自動的に1年ずつ延長になります。

以上が説明書きで、[雛形2]の著作権譲渡契約書に入ります。これはアーティストを「甲」として施設を「乙」とします。著作権の譲渡に関して次のように契約を結びます。

目的の部分は[雛形1]と同じ内容です。第2条（事業）ですが、乙は甲の作品を利用して、以下の二次製品事業を実施します。（1）作品を転写した二次製品の製造および販売、（2）二次製品の宣伝、販売促進のための著作物の展示、公衆送信および上映等、（3）著作権の再許諾。この3つを二次製品の事業といたします。

第3条（譲渡）甲は前条の目的に使用することを甲乙が合意した作品に関するすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）を乙に譲渡します。括弧の部分は何故書かれているのかと思われるかと思いますが、「翻案権」「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」になります。これについては、世の中のプラクティスとして意図的にきちんと含めた意思表示した場合に限り、27条と28条も移転したということになります。ほとんどの契約書はこのように「27条、28条を含む」という書き方をいたします。

第4条（著作者人格権の不行使）甲は、乙ならびに乙より正当に権利を取得した第三者および当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権を行使しません。ここは説明書きのところでも説明しましたが、著作者人格権を移転しませんのでアーティストにそのまま残ります。それを行使しないということを契約書でうたったもので、その回収は「乙」から正当に権利を取得した人、または権利を承継した人に対して「著作権人格権を行使しない」ということになっております。

第5条（対価）乙は、甲に対し著作権譲渡の対価を支払います。2.対価は、乙が第三者に再許諾する場合の第2条第（1）号および第（2）号の許諾料の30%を上限として甲乙協議のうえ決定します。3.乙のための第2条第（2）号の事業においては、対価は無償であることを相互に確認します。

第6条（保証）甲は、乙に対し著作物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないものであることを保証します。これは、どういう意味かと言いますと、結局、真似をしていないかということ証明して保証してくださる、ということでもあります。著作権法でたまたま、偶然同じようなものが出来たとしても、それはまた別途の件になりそこには触れません。何もしない限り著作権法には触れない。だから何もしなければいい。です。ですのでそこだけは保証してくださいということです。

第7条（作品の譲渡）甲が、原作品の所有者であっても、原作品を第三者に譲渡その他の処分をしようとする場合には、事前に乙に連絡するものとする。

第8条（有効期間）本契約の有効期間は、一応年度末に設定しております。本契約の締結日から3月31日とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれから相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知がなされない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。ですのでこれは自動延長ということになっております。

第9条（協議）これは普通の契約でも最後につけられているものです。

第10条（保証人の役割）これは[雛形1]でも入れておりますが、甲の保証人は、甲の権利を擁護する立場から、本契約の履行に責任を持つものとし、甲、乙は署名、捺印していただくということです。以上が著作権をアーティストから施設へ移転する契約書の雛形になります。

最後に[雛形3]です。名前を「デザイン請負契約書」としております。

障害者施設が二次製品をプロデュースする。ここは同じですが、違うのが障害者施設がデザインを外注する契約で、施設とデザイン事務所との間の「デザイン請負契約書」になります。デザインの発注なので、1つの案件につき1回だけの発注であることが多く、契約日が発注日となります。この契約に添付する仕様書には、試作品の説明、特に注意すべき規格、試作品の数量、納入期限、納入場所を記します。納入物件は試作品、デザイン図、製造工程表、材料一覧などのうち案件によって必要なものが選択されます。デザイン試作品の検査では、特に注意すべき規格、試作品の数量がポイントとなります。製造請負や売買契約の場合に、しばらく使ってみないと判明しない瑕疵の無償補修を規定することが普通であるが、デザインの場合は、例えば衣類の絵柄の試作品で洗濯によって色あせが起るなどの問題が起きたときに別の材料を無償で検討させる場合が一例です。デザイン事務所が付加する価値は、アーティストの著作権を翻案した二次的著作物または原著物を各種媒体上に配置しなおすことにあると考えられる。付加価値部分は必ずしもすべてのケースで著作権の保護を受けられるとは限らない。著作権で保護さ

れる場合に備え、プロデュースする者が自由に使用できるよう著作権（財産権）をデザイン事務所から施設に移転し、また著作権人格権の不行使の取り決めをします。以上が説明書きです。

デザイン請負契約書の内容は、施設を（甲）として、デザイン事務所を（乙）とします。

第1条（目的）甲は、添付するデザイン仕様書に基づき、●●のデザインを乙に発注し、乙はこれを請け負う。これを目的としたものです。

第2条（再請負の禁止）乙は、甲の承諾なくして本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。2.全項において乙が本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合でも、乙は本契約上の責任を免れることはできない。

第3条（納入物件及び納入期限）乙は、仕様書に定めるデザイン試作品を、指定した数量だけ指定した納入場所に納入する。

第4条（費用負担）本契約の遂行のため乙に発生する材料費その他の一切の費用は乙の負担とする。これは契約金の中で乙が回収するということになります。

第5条（検査）甲は、納入物件の納入を受けたときは仕様書に指定する規格を充たしているかどうかの検査を行い、納入した日から起算して10日以内に乙にその結果を通知する。2.前項の通知のない場合は、当該納入物件の検査は合格したものとする。

第6条（瑕疵の補修）甲は、納入物件の検査合格後であっても、納入した日から6ヶ月以内に納入物件に重大な瑕疵又は不具合が判明した場合は、乙に対し相当の期限を定めて無償で補修させることができる。

第7条（代金）本契約の請負代金は金●●円とし、甲は消費税相当額とともに乙に支払うものとする。

第8条（代金の支払い）甲は、第5条により検査合格とした場合は、前条の請負代金を、納入物件の納入期限を含む月の翌月末までに銀行振込にて乙に支払うものとする。

第9条（権利義務の譲渡）乙は、甲の承諾なくして本契約上の権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。これは幾つかの契約で使われる割と決まった文言です。基本的に契約権利・義務は契約者、当事者で遂行してほしいという内容、趣旨です。

第10条（著作権等）乙は、納入物件に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）を第5条に定める検査合格のときをもって甲に譲渡する。2.乙は納入物件に関する著作権人格権の主張を行わないものとする。これは先ほど、説明書きの部分でお話しした内容です。

第11条（保証）乙は、納入物件が第三者の著作権等を侵害しないものであることを保証する。

第12条（契約の解除等）甲又は乙は、相手方当事者に次の各号に記載した事実のいずれかが生じた場合、何らかの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。これは契約が法人の場合、大抵は入っているものです。（1）契約上の義務に不履行があったとき（2）手形又は小切手の不渡り（3）破産、民事再生、会社更生、会社整理の申し立てのあったとき（4）財政状態が悪化し、又はそのおそれが顕著なとき（5）契約の履行が困難であると認められるとき（6）監督官庁、司法から営業停止の処分又は判決をうけたとき。こういう事があった場合に契約を解除することができるという事です。甲又は乙は契約の解除をした場合でも、相手方当事者に対する損害賠償請求をすることができます。

第13条（契約の解除の効果）前条によって一方の当事者が契約を解除した場合、相手方当事者は一切の債務について期限の利益を失い、契約を解除した当事者に直ちに弁済しなければならない。

期限の利益というのは、契約書がいきている場合はその契約書によって定めた期限が決まっていますから、支払いをしなさいと言うことになると、その支払いの期限迄に支払えばいいという事になりますが、契約を解除した場合は、時間的余裕がなくなり直ちに支払わないといけなくなります。相手企業が倒産した等の場合に速やかに回収できるようにという意味合いを含めた条文になっております。

第14条（有効期間）締結日から1年間と書いてあります。実際に次から使われるか判りませんが、1回で終了する場合はそんなにかからない場合もあります。2.前項に拘らず、第6条、第10条第2項、第11条、第16条の規定は、本契約が終了又は解除となっても尚、有効に存続する。

例えば第6条「瑕疵の補修」の「納入した日から6ヶ月以内に納入物件に重大な瑕疵又は不具合が判明した場合は、乙に対し相当の期限を定めて無償で補修させることができる。」という内容は、一旦契約したら、契約が終了した後もこの条文がいきているという事になります。この契約が終了しても引き続き継続しないといけないものを残しているということが第14条に明記してあります。第10条第2項は「著作者人格権の主張」、第11条は「著作権等を侵害しないものであることを保証する」、第16条は「紛争解決」、こういったものを存続させるというものです。

第15条（協議）、第16条（紛争解決）本契約に関する紛争の解決は、広島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ちょっと難しい表現になっておりますが、このように表現するのが通常です。

以上で、雛形の説明は終わりますがこれについて解らないこと、不明なこと、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

（加藤宇章委員）

解りやすくていいですね。[雛形1]の2ページ3行目「作品を二次製品（ポスターや衣類など、作品を表面に転写することで価値が生まれる製品をいいます）に転写することができます。」の部分ですが、「作品またはその一部」という表現は出来ますでしょうか。作品の一部を使ってポスターを作ったりすることは良くあることですし。

（加藤直規委員長）

そうですね。入れておいた方が良くもありませんね。では、括弧で「施設はアーティストの作品を（またはその一部を含む）二次製品（ポスターや衣類など、作品を表面に転写することで価値が生まれる製品をいいます）に転写することができます。」に致しましょうか。合わせて、契約書の内容も変えなくては行けません。第2条（許諾の内容）部分でしょうか。ゆっくり考え、検討したいと思います。いずれにしてもこの内容は入れるように致します。

（加藤宇章委員）

私の頭の中で『所有権』と『著作権』の違いがはっきりと解っていないように思います。[雛形2]の場合には著作権がアーティストから施設へ移転するのですよね。

（加藤直規委員長）

はい。『著作権』と『所有権』の違い、対象になるものが例えば絵画の場合、『所有権』とは現物そのもの、『著作権』とは抽象的な概念です。理念だけなのです。絵と切り離れた抽象的な権利を絵とは別に設定してあります。ですので、現物は売る事は出来ますが『著作権』というのは売っても残っています。現物の『所有権』だけが人から人へ移っていく。『有体物』と『無体物』このように分けると解りやすいかと思います。

（加藤宇章委員）

作品を譲ってなくて自分の手元にあるけれど、同じような作品を創っている人がいると「著作権の侵害です」と訴えることができる、という事ですね。

（加藤直規委員長）

はい。極端な話、火事で喪失したとしても『著作権』は消えません。

（加藤宇章委員）

『著作権』を譲った状態で現物は持っているとする、現物を欲しい方が現れた場合、施設の方へ報告しなければならない、ということですね。

(加藤直規委員長)

この契約の話ですね。

(加藤宇章委員)

はい。そして、売った場合には現物の権利(所有権)は譲渡先にありますが、著作権はあくまで作者に残っているということですね。

(加藤直規委員長)

そうですね。現物の権利は買った方が持っている。『有体物』の権利、椅子や机等の権利と全く同じもので、現物を持っている方は自由に他の方に譲ることが出来るということになります。

(加藤宇章委員)

その際に、二次製品やポスター等に使うということは『著作権』になりますよね。それは施設に預けているのであれば、所有している方には二次製品を創ることは出来ないということですね。

(加藤直規委員長)

はい、出来ません。現物を持っている方には『所有権』はあります。しかし、そこから離れた抽象的な『著作権』というものはアーティストが持っていたとすると、現物を持っている方が二次製品を創ろうとしても『著作権』を持っている人に許諾を得ないと創ることはできません。

(加藤宇章委員)

例えば、絵画を買ってくれたのが美術館でそのポスターを創ろうとする場合は、『著作権』を持っている施設へ許可をいただく、ということでしょうか。

(加藤直規委員長)

先ほどの説明だとそのように思われると思いますが、実は若干『著作権』が制限されていまして、これは法律の中にも定められている事例でありまして、このようなことには『著作権』には及ばないということもあります。例でいいますと、美術館がある作品を持っていて美術館で展示をすること、そのことは自由にできることになっています。その宣伝の為にポスター、パンフレット等、印刷することも構わないこととなっております。

(加藤宇章委員)

以前頂いた資料でそういうことが書いてありましたね。今、思い出しました。それでは、あんまり複雑なことにならないですね。

(春日委員)

所有者が権利を大きく持っているということでしょうか。色んなところで使えたりするという意味で、そのように感じたのですが。

(加藤直規委員長)

『所有権』を持っている人は有体物の権利を持っているだけになります。『著作権』というのは全く別のもので、そこから切り離されているものです。人間が勝手に想像した概念にすぎません。ですのでどちらが沢山権利を持っている等の表現は出来なくて、『所有権』と『著作権』これは全く別なものと考えてください。

(加藤宇章委員)

この契約書は良く出来ていると思いますが、権利に慣れていない施設の職員さん、アーティスト、そして保護者、買いたいと申し出てくれるコレクターではないですが、一般の方々が解るような説明をし

ないといけないということですよ。この雛形で随分解りやすいと思いますが、表現としては図式か何かあるといいと思います。自分の場合と置き換えてみると割と説明しやすいかもしれませんね。

(春日委員)

使用する場合は、どこに交渉したら良いか等の図式があると私たちにも解り易いかと思います。

(加藤直規委員長)

それでは、契約書に入れるようにしましょうか。ただ、私が図を書けませんので誰か書ける方をお願いしたいと思います。

(春日委員)

知的の障害がある方は言葉の理解が難しいので、図式の方が良いのかもしれませんがね。

(加藤宇章委員)

アーティストのどなたかに使用許諾を見ていただいたり、施設とアーティストと譲渡先と、仮定でいいと思いますが設定すると解り易いかもしれませんね。

(事務局)

障がいのある人たちが、自分がどのような権利を持っているのか、ということが解るようにするといいいのですね。

(春日委員)

例えば絵の場合、自分が絵を持っていて展示をしたりポスターとかで貸し出す場合と、持っている絵を誰かに売却した場合に展示をしたりポスターを作ったりする場合は、自分の主張できることがどう違いがあるのかを具体的に例として図で示すと、解り易いのかなと思いました。

ちょっと『所有権』と『著作権』の話とは違うのですが、[雛形3]の第16条に「広島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする」とありますが、平たく言えば「紛争が起きた時は広島地方裁判所で解決する」ということでしょうか。

(加藤直規委員長)

そうですね。最終的には裁判所が決めるのですが、そういうことを当事者同士で決めておき、この契約書を見て解決の1番として広島地方裁判所を選んでいるということが認められると、ここにほぼ決まります。

(加藤宇章委員)

広島地方裁判所の方にこういう契約書を報告することは必要なのですか。

(加藤直規委員長)

いえ、それは必要ではありません。

(加藤宇章委員)

雛形として全国的に広がりを見せる場合は、そこそこにより裁判所の明記を変えると良いのですね。

(加藤直規委員長)

はい。そういうことになります。

(春日委員)

広島地方裁判所には、専門で詳しい方がいらっしゃるのですか。

(加藤直規委員長)

いえ、なぜ広島の裁判所にしたかと言いますと、今、ここでやっている事業ですし、差し当たり今回の研究事業で二次製品を作ることになっておりますので、広島の裁判所で設定をしてみました。

(加藤宇章委員)

二次製品の作成が動いているのですね。

(事務局)

はい。2月のイベントで二次製品を販売する計画が進んでいます。

(保田委員)

かしの木の利用者の作品なので、かしの木が預かっていますが、ひゅーるぼんでデザインして製品化となると、どのような契約になるのかなと思うのですが。

(加藤直規委員長)

そういう時に大抵どうするかと申しますと、被告つまり訴えられた側の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所にしようという契約も結構多いです。訴えられた側は訴える側から見ると遠い場合がございます。距離がありますので、比較的訴訟を起こすのに躊躇する可能性があり、訴訟が起きにくいという発想の元に、被告の地にする場合がございます。それから、訴えられる側と訴える側の間地になる場合もございます。

(保田委員)

裁判になるようなことは無いと思うのですが、施設として利用者と契約を結んでいるので、利用者の作品をひゅーるぼんでデザインしていただくので、かしの木とひゅーるぼんの間で契約書があるのかなと思ったのですが、そういう場合はどのようにすると良いのでしょうか。

(加藤直規委員長)

雛形3になります。

(事務局)

本来は、施設が主体となってプロデュースするのが理想的ではないかと思えます。今回の事業では、その施設の代わりをひゅーるぼんが行い、研究事業の予算を使って試行販売をさせていただきますというように契約になっています。基本的には作者の方と施設がきちんと契約を結ばれることが第一ではないかと思えます。その上で、例えばデザイン事務所等から製品化の提案があった時に「こういう条件で来ていますがいかがですか」と、施設と幸せProductsとが一緒に対等なパートナーとして製品化をプロデュースするという形が理想ではないかと。今回はデザイン事務所ではなく広島市立大学のデザインですが。

(加藤宇章委員)

この雛形の中には、障害者本人と二次製品をプロデュースする者との契約は想定されていないということでしょうか。

(加藤直規委員長)

そういうものはあるのでしょうか。

(金谷委員)

それは一般的な契約で、ここで話をしているのはサポートが必要な場合の契約になると思われま

(加藤宇章委員)

[雛形1.2]のケースで施設とアーティストが契約を結ぶ、そして外注する際に[雛形3]を使用する、ということでしょうか。

(保田委員)

かしの木で考えれば[雛形2]の状況だと思います。今回の事業で二次製品を作っていただく場合はどのようになるのかと思ひまして。

(大学事務局)

[雛形3]ではないかと思ひます。ひゅーるぼんさんがプロデュースしたことは省いて、今回は広島市立大学がデザイン制作を受けたということになるかと思ひます。

(加藤宇章委員)

ひゅーるぼんに限らず、デザイン事務所が更に外注をおこなう場合もあると思ひます。その場合はプロデュースをひゅーるぼんが行い、広島市立大学へ外注を出したということ。流れ的にはこういうこともあると思ひます。

(大学事務局)

デザインは考える人、創る人、色々ありますので広島市立大学に限らないと思ひます。例えば、広島市立大学で考えて、制作を他にお願ひするというような可能性もあると思ひれます。ただ、ひゅーるぼんがデザイン事務所の位置になるということは無いと思ひます。

(加藤宇章委員)

どちらかというとな施設側になるということですね。

(大学事務局)

著作権を移転する場合は[雛形2]を使用したらいいのですね。移転は簡単にできるものなんですか。

(加藤直規委員長)

移転は合意するとできます。届けとかそのような必要はございません。

(保田委員)

施設の考えによって、著作権はアーティストにあった方がいいという施設もあると思ひますので、その場合は各施設で臨機応変に契約書を使用すると良いのではないかと思ひました。

(事務局)

許諾料に関する質問なのですが、「30%を上限として、話し合いで決定します」とありますが、一般的に調べましたところ50%というのが通常なのですが、50%にあげることは可能でしょうか。この契約では30%以上にすることは出来ないで、上限50%だと幅が広がると思うのですが。

(加藤直規委員長)

今30%としているのはエイブルアートカンパニーさんを参考にしておりますので、50%の方が良ければ変更も可能です。

(事務局)

これについては、ぜひ皆様のご意見もお聞きしたいのですが、エイブルアートカンパニーさんは30%です。インターネットで検索してみたところ、一般的アーティストを取扱う企業で50%というところがありました。また、エイブルアートカンパニーとは別なのですが、障害のある方の商品を作ってらっ

しゃるところで、作者側が60%のところもありました。私は、障害のある人の権利を守るという意味でも、せめて対等にアーティストに50%の取り分があっても良いのではと思います。皆様のご意見をお聞かせいただけたらと思います。

(加藤直規委員長)

上限を決めておくと、だいたいその上限割合で収まる可能性が高いですね。

(加藤宇章委員)

エイブルアートカンパニーさんは色々な運動をされているので70%必要なのかなと思いますが、宣伝等行わない普通のギャラリー等は6対4で60%がアーティストにというようなところもあります。営業力の強いギャラリー等では、全部作品を売却してくれたりしますので、そのような場合はギャラリーの取り分パーセンテージが高くなったりします。

(加藤直規委員長)

この雛形が一般論であるとしたら、上限値としたらもう少し高くても良いかもしれませんね。

(事務局)

まだ作者と契約を交わされていない施設は、今回の研究事業を参考に契約書を作られると思います。

(加藤直規委員長)

上限を50%に変えましょうか。

(加藤宇章委員)

施設と通所者の方は、事前に信頼関係を築いていらっしゃる訳ですね。私たちのような一般的な人は違うと思いますが、半分をいうのが1番解り易いかと思います。

(加藤直規委員長)

上限を空けた状態を出す方法もありますが、それでは解決にならない。上限は出しておく必要はありますね。

(加藤宇章委員)

各施設へご意見を伺うというのも良い方法ではないかと思います。それか30~50%でと括弧をつけて表示する方法もあるかと思います。本日、決めないといけない訳ではないですね。

(加藤直規委員長)

そういう契約をやったことがある施設が果たしてどのくらいあるか、ですね。施設の方も自分のところが正しいと言えるところは少ないと思われます。

(金谷委員)

後ほどの議題にあります。今回のアンケートで回答していただいている施設へ雛形自体を好意で拝見していただけるとするならば、お送りして、ご意見下さいと伺うのは良いのかと思います。コメントを貰うというのは大変な作業かもしれませんが、可能かと思います。もうひとつ、質問なのですが[雛形3]の10ページ『施設(以下「甲」という。)とデザイン事務所(以下「乙」という。)]という部分なのですが『施設』を『著作権の所有者』と書き換えると『施設』でも『アーティスト』でも使用することが可能ではないでしょうか。雛形1と2の選択ですが、雛形1の人も2の人も3を使用することができるのではないかと、思います。ですので『施設』の部分を『施設またはアーティスト』又は『著作権の所有者』というようにすると同じことなのかなと思います。

(加藤直規委員長)

解りました。今の部分は変更して書き直しましょう。

(加藤宇章委員)

簡単な概念の図式を載せるとより解り易いでしょうね。

(大学事務局)

ケース、シュミレーション等あると解りやすいですね。

(加藤宇章委員)

色とか記号で表すと解り易いでしょうか。

(加藤直規委員長)

ケースというのは具体的にこのようなことがあり、こうなりました、というようなものでよろしいですね。書き込むように致しましょう。

(事務局)

もうひとつ質問なのですが、2ページ3行目『二次製品（ポスターや衣類など、作品を表面に転写することで価値が生まれる製品をいいます）に転写することができます。』の部分で、クッキーの型という二次製品は転写ではないのですが、この部分に組み込まれるのでしょうか。

(加藤直規委員長)

おそらく転写ではあるのですが、転写されたものが再度『著作物』と言えるのかどうかということを考える必要があります。元の絵はいいのですが『型』は微妙です。次にクッキーを作りますよね。よく見れば元の絵に似ているかもしれませんが、『著作権』は基本的に出来上がったものが元の絵を想定できなければいけません。はっきりと線は引けないのですが、クッキーくらいになると『著作権』に引かないと思います。結論はすぐ出ませんが。

(大学事務局)

今回、2回目のイベントの際に、クッキーの中に「原画はこういうもので、この部分をクッキーにしました」というパッケージというか、説明を中に入れたのですが、このような場合はどういう風に解釈するといいですか。

(加藤直規委員長)

そのような場合は『複製』になります。著作物の複製になりますので、『著作権』というより『複製権』が発生している、ということになります。

【議題2「障がいのある人のアート活動支援状況のアンケート結果について」】

(加藤直規委員長)

時間がありませんので、議題を先に進ませていただきます。議題2「障害のある人のアート活動支援状況についてのアンケート結果について」事務局からどうぞ。

(事務局)

はい。資料2ですが、実施したアンケートについて結果をまとめています。12月25日が期限でしたが、82施設へ配布し17件の回答をいただいたので、約20%の回収率になっております。金谷先生から別のアンケート資料を見せていただいたのですが、確か37%くらいの回収率だったので、今回

は低い回収率なのではないかと思っております。回答してくださった施設の3割は授産施設でした。現在アート活動を行っているかどうかについては、『行っている』がほとんどで、『今は行っていない』が1件ありました。行っていない理由としては、『自立支援法へ制度が移行したことで実施が困難になった』との回答をいただいています。全体の回収率は低いですが、アートを熱心に取り組んでおられる施設を中心に回答いただいたようです。

アート活動の分野は『絵画』9割、『書』7割、『陶芸』4割、『工芸』4割、という結果でした。

アート活動の位置づけは『正規の活動』とされているところがほとんどです。

アート活動をどのような形態で行っておられますか、という問いには『技法の指導』よりもやはり『支援』というスタイルがほとんどでした。

アート活動の頻度については、週3～5回が4割、月1～3回が5割でした。

アート活動の支援・指導者については『外部の専門家・講師』に5割。『施設の職員』に8割。

アート活動に必要な材料や場所の確保については『団体・施設が材料も場所も提供』に7割で、職員がボランティアで提供されている場合もあるようです。

外部に譲渡、貸し出し、二次利用のための提供をおこなったことがあるかどうかについては、無償と有償で分けて回答欄を作ったのですが、やはり回答くださったところは熱心にアート活動をされているようで、dの『有償で販売したことがある』が多く、作品を販売されたことは結構あるようです。

作品や製品の販売、デザイン使用などの許諾者ですが、『作者本人』が82%、『作者の家族』55%、『作者が所属する団体・施設関係者』73%、『作者の成年後見人』が9%でした。『作者本人』と『作者が所属する団体・施設関係者』の両方に○のところが多かったように思います。

作品の販売、貸し出し、二次利用に関しての作者との契約については、『行っている』『行っていない』半々の回答を得ました。その際に何か困られたことや悩まれたことはあるかという問いには、半数が『あった』と回答し、『価格設定』『作者・購入者間の調整』『契約書を交わす以前は作品に関するトラブルがあった』等の記述がありました。

有償で作品の譲渡・貸し出し・二次利用を行った作品数ですが、有償で販売した数に1000点以上という回答がありましたが、これは陶芸のような小さな製品も含めた数ではないかと思えます。

作品や製品の販売価格、デザイン使用料などの価格設定では、『作者が所属する団体・施設関係者』が決めているのが100%という結果になりました。どのように決めているかという点では『他の施設の価格を参考に』『一般アーティストの価格を参考』『外部から来ている専門家の判断』『施設内で作者ごとに価格が決まっている』等の記述がありました。

作品や製品の販売、デザイン使用等から得る収入の配分では『他の作業収入と合算した後、工賃として本人に還元』『他の収入と合わせ全員に給料として分配』『本人と施設で配分』等があり、具体的に数字が出ている回答では『3割は材料費として施設へ、7割は工賃として本人へ』というものがありません。

1点あたりの取引額については『販売』50円～35万円で、50円というのは先ほどの小さな陶芸品と思われます。『貸出し』5000円～10000円、8000円～9000円。『二次利用』2万円～6万円、8万円～12万円という結果でした。

障害のある人のアート活動に対するニーズですが『今後は増えていく』が76%で、今後もアート活動に取り組んでいきたいかとの問いには皆さん『さらに積極的に取り組みたい』との結果でした。

今後のアート活動の展開については、『作品展などを通して作品をもっと社会に広めていきたい』との回答が88%ありました。作品展だけではなく色々なことを通して作品を知ってもらいたいという気持ちが強いのだらうなと思えます。また、そのためにはどのような支援が必要かとの問いには『アート活動を行う上での知識・技術を持った指導者・支援者の協力』に続き『作品を広める場（作品展の開催など）の支援』の回答が多かったです。

最後に自由記述欄を設けましたが、『活動費と月300円して本人負担だがぎりぎり製品化で活動費を稼ぎたい』『どの施設も職員ひとりひとりに専門特化しがちで複数の職員の連帯が難しく、他施設との連帯も余裕無し。その職員が移動や休職、退職になると活動に影響が出る』等の回答がありました。この中から気になることをピックアップして、次回以降の議題・審議に繋げたいかなと思えます。何かご意見等ございましたらお願いします。

(金谷委員)

施設が重要な役割であるというのがはっきりと解りましたし、非常におもしろい結果が出ていると思います。もう少し回答率が上がると説得力がついてくると思われます。皆さん結構、書いていただいていますね。

(加藤宇章委員)

アート・ルネッサンスに出していただいている施設も回答載っているのですか？例えばぼんぼんは2ページ目ではどの部分にあたるのですか。

(事務局)

アート活動の頻度は『毎日』で、支援に関わっているのは『団体（施設）職員』、材料と場所の確保は『団体（施設）が材料も場所も提供』になります。

(加藤宇章委員)

はい。でも面白いですね。やっぱりそうなんだなと実感できますね。

(加藤直規委員長)

結果はこれでいいとして、分析は事務局でやられるのでしょうか。結構、大変な作業ですので、金谷先生にサポートお願いできますか。

(金谷委員)

はい。サポートはしますので、宜しくお願いします。

(加藤直規委員長)

これで議題は終わりですね。その他ありますでしょうか。

(事務局)

あと1回で付随権利等検討委員会は終わりなのですが、まだ議論しきれていない部分はあるのかなと思います。2月の中旬くらいに5回目ができたらいいと思っています。

(加藤直規委員長)

全5回で収まるかどうか、実際には難しいと思います。私も色々分析して書き加えないといけませんので、よければプラス1回委員会が開ければ、そういう可能性があることをみなさん念頭に置いておいていただければと思います。

(委員のみなさん)

せっかくやるからにはいいものを作りましょう。

(全6回になる可能性があることを一同了承)

(加藤直規委員長)

以上で、本日の付随権利等検討委員会を終了します。